

広島県告示第二百十七号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十二条の六の規定による同法第五十八条第一項の許可を受けたものとみなす卸売業者は、次のとおりである。

平成二十年三月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

卸売業者 の名称	卸売業務を行う市場		取扱品目	許可を受けた ものとみなさ れる年月日
	名称	所在地		
呉中央青果株式会社	呉市地方卸売市場	呉市光町一五番 一号	青果物	平成二〇年四月 一日
呉中央水産株式会社	呉市地方卸売市場	呉市光町一五番 一号	水産物	平成二〇年四月 一日